

四月一日から始まる新しい医療制度をお知らせします

平成二十年四月から医療制度が大きく変わります。主な改正点は次のとおりです。

後期高齢者医療制度が始まります

現在、高齢者の医療費が増えています。安定した保険運営を行ふため、75歳未満と75歳以上（後期高齢者）が公平に医療費を負担し、高齢者の特徴に応じた医療サービスを行うことを目指すための制度です。

運営主体は「京都府後期高齢者医療広域連合」となり、保険料の決定や医療の給付を行います。市は、各種申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡し、保険料の徴収業務を行います。

七十五歳（一定の障がいがある人は六十五歳）以上の人には、現在、国民健康保険や社会保険と呼ばれる健康保険組合、共済組合などの医療保険に加入し、「老人保健制度」で医療を受けられています。四月一日からは、制度が変わり、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けていただくなります。

保険証が変わります

医療機関などで受診する際、提示していた国民健康保険や社会保険の保険証と老人保健法の医療受給者証が、後期高齢者医療の保険証一枚を使用することになります。

保険料は一人ひとりにかかります

医療の給付については、現在の老人保健制度とほぼ同じです。また、窓口での患者の負担は、今までどおり一割負担になります。（ただし、住民税課税所得が百四十五万円以上の人には三割負担）



▲後期高齢者医療の保険証

保険料はどう納めるの？

年金から自動的に差し引いて納める方法（特別徴収）と、個別に納める方法（普通徴収）があります。

【特別徴収となる人】

▼年金額が年額十八万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の二分の一を超えない人

※保険料は、年金の支払期（偶数月）ごとに、年金から自動的に保険料が差し引かれます。

【特別徴収となる人】

▼四月の年金振込日までに保険料（仮算定）を記載した通知書を送ります。

【普通徴収となる人】

▼七月に保険料額を記載した通知書を送ります。一年分の保険料を七月から九回に分けて、納付書または口座振替による普通徴収が始まります。

【年度途中から加入した場合の保険料は？】

保険料は月割りで計算され、被保険者である期間に相当する保険料額が賦課されます。

